



特許証  
(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第5739831号  
(PATENT NUMBER)

発明の名称  
(TITLE OF THE INVENTION)

空気電池用材料及びこれを用いた全固体空気電池

特許権者  
(PATENTEE)

兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号

株式会社神戸製鋼所

愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1-1

国立大学法人豊橋技術科学大学

発明者  
(INVENTOR)

林 和志  
富久 勝文

その他別紙記載

出願番号  
(APPLICATION NUMBER)

特願2012-082837

出願日  
(FILING DATE)

平成24年 3月30日(March 30, 2012)

登録日  
(REGISTRATION DATE)

平成27年 5月 1日(May 1, 2015)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。  
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成27年 5月 1日(May 1, 2015)

特許庁長官  
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

伊藤 仁



特許証

(CERTIFICATE OF PATENT)

(続葉 1)

特許第5739831号 (PATENT NUMBER)

特願2012-082837 (APPLICATION NUMBER)

発明者  
(INVENTOR)

松田  
坂本  
岸本  
河村  
武藤

厚範  
尚敏  
昂之  
剛行  
浩

[以下余白]

**重要**

特許料の納付について

特許料納付期限日

- 特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年について所定の特許料の納付が必要です。なお、**第4年以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願いいたします。**

この通知を保管し、右側の特許料納付期限日の表で納付期限を確認してください。(自動納付制度もありますので、特許庁ホームページを参照してください。)

- 第4年以降の各年分の特許料は、登録日の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。
- 納付期限日までに納付できなかったときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができまます。
- 追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要です。
- 追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされまます。
- 特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ

<http://www.jpo.go.jp/index.j.htm>

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

特許証送付先

住所

〒530-0003  
大阪府大阪市北区堂島2丁目1番16号  
ジタ東洋紡ビル アスフイ国際特許事務所

氏名

植木 久一



様

特許権設定登録通知書

特許番号 第5739831号  
登録日 平成27年 5月 1日  
出願番号 特願2012-082837  
出願日 平成24年 3月30日  
請求項の数 7  
納付年分 第3年分まで  
受領金額 11,100円  
受領日 平成27年 4月24日

納付年分	納付期限日
第4年分	平成30年 5月 1日
第5年分	平成31年 5月 1日
第6年分	平成32年 5月 1日
第7年分	平成33年 5月 1日
第8年分	平成34年 5月 1日
第9年分	平成35年 5月 1日
第10年分	平成36年 5月 1日
第11年分	平成37年 5月 1日
第12年分	平成38年 5月 1日
第13年分	平成39年 5月 1日
第14年分	平成40年 5月 1日
第15年分	平成41年 5月 1日
第16年分	平成42年 5月 1日
第17年分	平成43年 5月 1日

問い合わせ先 審査業務課登録室  
電話 03(3581)1101 (代表)  
特許担当 内線 2708